

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、佐久市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編 （別冊）

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

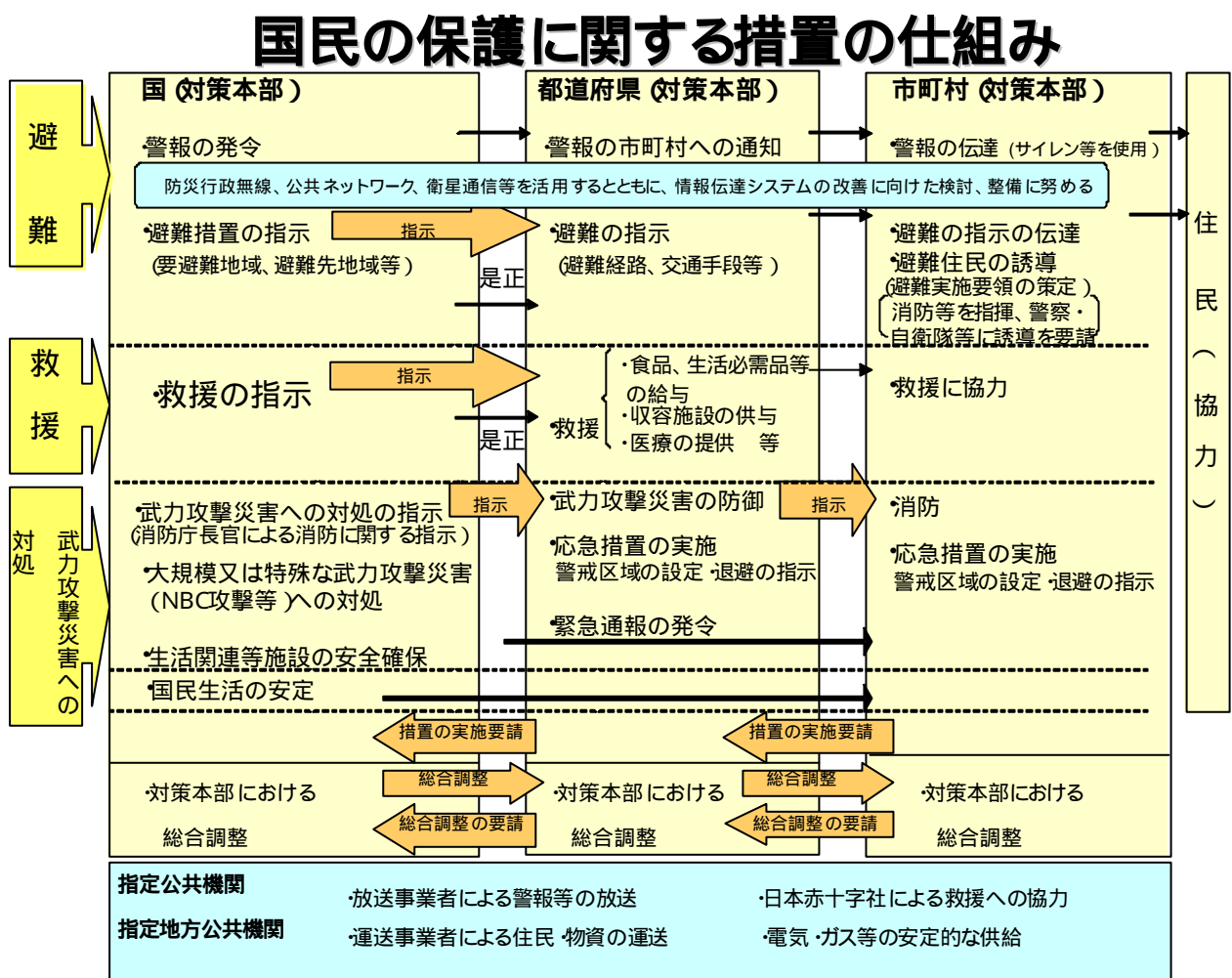
【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

- ・ 関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

佐久市は、本州のほぼ中央、長野県の東部にあり、北に浅間山、南に八ヶ岳を望み、蓼科山、双子山、荒船山などに囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれ、肥沃な耕地を形成し、佐久盆地のほぼ中央部に位置している。市域は、東西32.1km、南北23.1kmで、総面積は423.99km²である。

また、東及び南の一部は群馬県との県境となり、隣接する市町村は西に北佐久郡立科町、北は東御市、小諸市、北佐久郡御代田町及び軽井沢町、南は茅野市及び南佐久郡佐久穂町とそれぞれ境界をなしている。 資料編参照

(2) 気候

気候は、市域が四方を山々に囲まれた盆地で、海岸から遠く離れた内陸に位置していることから、高燥冷涼で寒暖の差が大きい内陸性気候である。

年間の平均気温は11前後であるが、気温の年較差は大きく、特に冬季間は月の平均気温が氷点下となり、寒さは厳しい。

また、降水量は6～8月期の梅雨期と台風期が多い時期であるが、年間1,000mm前後と全国的にも少ない地域である。日照時間は、年間2,000時間前後と国内でも有数の晴天率の高い地域である。

【月別の気温・雨量・日照時間】 (平成17年 佐久消防署)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最高気温()	9.4	10.3	17.7	28.2	27.5	34.0	33.3	33.6	31.7	29.2	18.4	8.1
最低気温()	-15.7	-11.2	-10.1	-4.7	1.5	10.7	15.4	14.9	7.8	2.1	-5.5	-13.3
平均気温()	-2.1	-1.1	2.4	9.9	13.5	20.5	22.3	23.8	20.4	13.8	5.2	-2.4
月別雨量(mm)	34	16	6	83	46	77	210	72	49	57	43	6
日照時間(h)	183.3	175.6	195.5	225.9	213.2	123.6	124.9	162.5	150.4	124.2	189.6	170.5

【年別の気温・雨量・日照時間】 (平成17年 佐久消防署)

	平均気温()	最高気温()	最低気温()	降水量(mm)	日照時間(h)
平成13年	10.5	35.5	-14.5	1,066	2,029.8
平成14年	11.1	34.9	-11.5	994	2,062.5
平成15年	10.5	34.4	-14.8	1,173	1,851.7
平成16年	11.5	35.8	-10.5	1,251	2,137.1
平成17年	10.5	34.0	-15.7	699	2,039.7

(3) 人口分布

近年の国勢調査によると、市の人口は平成7年97,813人、平成12年が100,016人、そして平成17年では100,462人と増加傾向にある。これは合計特殊出生率が全国に比べ高い数値であることと、高速交通網の進展による都市基盤の整備がその要因と考えられる。市の人口の年齢3区分では、年少人口が減少する一方、老年人口は、増加傾向にある。また、平成17年の世帯数は、35,362世帯と平成12年の調査時に比べ、4.5%増加しており、人口の増加率0.4%に比べて高い数値を示していることから、核家族化が進んでいることが分かる。

地域別では、都市部に人口増加の傾向が見られるが、特に市北部に位置する浅間地区の増加が顕著である。これは上信越自動車道佐久インターチェンジの開通、北陸新幹線佐久平駅の開業など高次都市機能の集積によるものである。

【地区別年代別人口・世帯・人口密度】

地区名	項 目	年 度			
		平成7年	平成12年	平成17年	
佐久市 面積 423.99k m ²	世帯数(戸)	31,483	33,836	35,362	
	人口(人)	97,813	100,016	100,462	
	1世帯当の人口(人)	3.11	2.96	2.84	
	人口密度	230.70	235.89	236.94	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	16,597	16,000	15,164
		15歳以上64歳以下(人)	61,041	61,443	60,881
		65歳以上(人)	20,175	22,573	24,416
浅間地区 面積 36.58k m ²	世帯数(戸)	8,373	9,170	10,248	
	人口(人)	24,521	25,937	27,758	
	1世帯当の人口(人)	2.93	2.83	2.71	
	人口密度	670.34	709.05	758.83	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	4,414	4,485	
		15歳以上64歳以下(人)	15,744	16,416	
		65歳以上(人)	4,363	5,036	
野沢地区 面積 56.69k m ²	世帯数(戸)	5,485	6,062	6,251	
	人口(人)	17,322	18,082	18,045	
	1世帯当の人口(人)	3.16	2.98	2.89	
	人口密度	305.56	318.96	318.31	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	3,016	2,959	
		15歳以上64歳以下(人)	10,758	11,040	
		65歳以上(人)	3,548	4,083	

地区名	項 目	年 度			
		平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	
中込地区 面積 55.87k m ²	世帯数(戸)	5,342	5,786	5,856	
	人口(人)	15,501	15,882	15,787	
	1世帯当りの人口(人)	2.90	2.74	2.70	
	人口密度	277.45	284.27	282.57	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	2,530	2,418	
		15歳以上64歳以下(人)	9,880	9,995	
		65歳以上(人)	3,091	3,469	
東地区 面積 43.48k m ²	世帯数(戸)	2,068	2,179	2,379	
	人口(人)	6,862	6,974	6,986	
	1世帯当りの人口(人)	3.32	3.20	2.94	
	人口密度	157.82	160.40	160.67	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	1,285	1,220	
		15歳以上64歳以下(人)	4,314	4,365	
		65歳以上(人)	1,263	1,389	
臼田地区 面積 83.21k m ²	世帯数(戸)	5,059	5,262	5,182	
	人口(人)	16,178	15,962	15,311	
	1世帯当りの人口(人)	3.20	3.03	2.95	
	人口密度	194.42	191.83	184.00	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	2,541	2,326	
		15歳以上64歳以下(人)	10,105	9,682	
		65歳以上(人)	3,532	3,954	
浅科地区 面積 19.52k m ²	世帯数(戸)	1,945	2,035	2,119	
	人口(人)	6,473	6,504	6,370	
	1世帯当りの人口(人)	3.33	3.20	3.01	
	人口密度	331.61	333.20	326.33	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	1,094	1,031	
		15歳以上64歳以下(人)	3,860	3,855	
		65歳以上(人)	1,519	1,618	
望月地区 面積 128.64k m ²	世帯数(戸)	3,211	3,342	3,327	
	人口(人)	10,956	10,675	10,205	
	1世帯当りの人口(人)	3.41	3.19	3.07	
	人口密度	85.17	82.98	79.33	
	階 層 別 人 口	0歳以上14歳以下(人)	1,717	1,561	
		15歳以上64歳以下(人)	6,380	6,090	
		65歳以上(人)	2,859	3,024	

世帯数及び人口については、国勢調査の数値による。なお、平成17年国勢調査において、年齢不詳人口1人有り。

(4) 道路の位置等

上信越自動車道は、平成11年に全線開通となり、日本海圏とのアクセスが大幅に向上した。また、中部横断自動車道は、佐久JCT(仮称)～八千穂IC(仮称)間が新直轄事業として整備中である。

地域交通網については、一般国道 141・142・254 号及び主要地方道・県道を中心とした基幹道路網がつけられている。

本市の市街地は国道 141 号沿いが中心となっている。また、南佐久地域から佐久平駅、佐久インターチェンジ及び国道 18 号へとアクセスする主要幹線であり、拡大する地域経済活動や日常生活圏に対応している。

国道 142 号・254 号は、国道 141 号などの縦軸道路と交差しながら中部横断自動車道アクセス機能とその周辺土地利用に重要な役割を果たすとともに、東西地域間交流を促進している。 資料編参照

(5) 鉄道

平成 9 年10月の北陸新幹線開通により佐久市は首都圏と約70分で結ばれた。新幹線佐久平駅の乗降客は順調に増加しており、駅周辺は急速な市街化が進んでいる。

また、しなの鉄道及びJR小海線は、通勤・通学の足として、地域交通の重要な役割を果たしている。 資料編参照

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

特徴

ア 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

イ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。従って、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合によっては被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性

物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。)が使用される場合がある。

留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村(消防機関を含む。)と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭(「Nucler」(核)、「Biological」(生物)、「Chemical」(化学))を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

留意点

ア 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せず屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

イ 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(5) N B C 攻撃

特別な対処が必要となる N B C 攻撃(「核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。」以下同じ。)に関し、以下のとおり、その特徴等を示している。

核兵器等

ア 核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。

イ 核爆発によって(ア)熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、(イ)爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射線と、(ウ)初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち(ア)及び(ウ)は、爆心地周辺において被害をもたらすが、(イ)の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

ウ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

エ 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

オ 避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

キ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

生物兵器

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

化学兵器

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

ウ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ ダムの破壊

イ 被害の概要

(ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(イ) ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

事態が発生した場合は、被害が広範囲にわたって拡大することも想定した退避等が必要となる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

イ 被害の概要

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

ウ 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療体制を確保する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 被害の概要

(ア) 放射性物質等

- ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

(イ) 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(ウ) 化学剤による攻撃

- ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

ウ 留意点

二次災害の発生を防止するため、立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて、特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 事態例

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

イ 被害の概要

(ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(イ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。